平塚市パートナーシップ宣誓制度

手続ガイドブック

平塚市 Hiratsuka City

目　次

１　平塚市パートナーシップ宣誓制度とは 1

２　パートナーシップの定義 2

３　宣誓をすることができる方 3

４　宣誓に必要な書類 5

５　宣誓の流れ 6

６　宣誓後について 8

７　自治体間連携について 10

８　Ｑ＆Ａ 12

（参考）平塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 ... 17

Ⅰ　平塚市パートナーシップ宣誓制度とは

平塚市は、平塚市人権施策推進指針に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくりに取り組んでいます。

その一環として、この度、セクシュアルマイノリティをはじめとして様々な事情を抱えて生きづらさを感じている方々に寄り添い、自分らしく生きることができるよう支援していくために、令和４年４月から「平塚市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

平塚市パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずパートナーシップのある２人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するものです。

この制度は、法律上の効力（相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしく活躍されることを平塚市として応援するものです。

この制度の導入により、多様性への理解が促進され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指してまいります。

２　パートナーシップの定義

平塚市におけるパートナーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、相互の協力によって継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係」としています。

平塚市パートナーシップ宣誓制度では、同性パートナーのみに限ることなく、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致しない人）、Ｘジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）、アセクシュアル（恋愛感情や性愛の感情を抱かない人）など一方又は双方がセクシュアルマイノリティの方々も対象です。

※　セクシュアリティの用語や定義については、今後新たに生まれる可能性があります。

また、婚姻の意思はあるものの、様々な事情により現行の婚姻制度を利用せず、生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象としています。

３　宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも次の要件を全て満たしている必要があります。

（１）　成年に達していること

満１８歳以上であること（民法に規定する成年に達していること）
※令和４年４月１日施行の民法一部改正による年齢の引き下げに対応しています

（２）　平塚市にお住まいであること、または転入予定であること

お二人とも市内に住所を有していること。又は３か月以内市内に転入予定であること。

※市内に転入予定の場合 　宣誓の際に転入予定日をご記入ください。また、宣誓日から３か月以内に市内に転入し、そのことを証明する書類を提出してください。（郵送可） 　なお、３か月以内に提出がない場合には、当該宣誓を無効にし、交付番号を平塚市ホームページに公開します。

（３）　現に配偶者（事実婚にある者を含む。）がいないこと、及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと

・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等で確認します。
・外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。
・海外で同性婚をしている、又はパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は、宣誓をすることができます。
・すでに宣誓をしようとしている相手以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓等を行っている方は、宣誓できません。
・他の自治体で宣誓書受領証等を返還した後は、宣誓をすることができます。

（４）　宣誓をしようとする者同士が民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）でないこと

・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第７３４条）

→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪　等

・直系姻族の間（民法第７３５条）

→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者　等

・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第７３６条）

・パートナー関係にあるお二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に、宣誓をすることができます。

4　宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするに当たって、要件確認や本人確認のため、次の書類を事前にご準備ください。

（１）　住民票の写し又は住民票記載事項証明書

・宣誓日以前３か月以内に交付されたものに限ります。
・お一人１通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたもの１通で構いません。
・**本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。**

（２）　現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍個人事項証明書等）

・宣誓日以前３か月以内に交付されたものに限ります。
・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等を、お一人１通ずつの提出をお願いします。
・**戸籍法の一部改正に伴い、令和６年３月１日より戸籍証明書等の広域交付が開始され、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の請求・発行が可能となりました。**
・外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

（３）　本人確認ができる書類

・お二人分の用意をお願いします。
・有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。
・マイナンバーカードについて、「iPhone のマイナンバーカード」による本人確認はできません。実物のマイナンバーカードをご持参ください。

１枚の提示で足りるもの（例）	２枚の提示が必要なもの（例）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真あり） ・障がい者手帳 ・在留カード又は特別永住証明書	・住民基本台帳カード（顔写真なし） ・国民年金手帳 ・有効な健康保険証 ・資格確認書 ・各種医療証 ※「氏名・年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります

【通称名の使用を希望される方】

（４）　日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

・通称名と住所が記載された郵送物、通称名の顔写真付き社員証など

5　宣誓の流れ

（１）　宣誓日の事前予約

・宣誓を希望される日の３月前から７日前（土・日・祝日、年末年始を除く。）までに電子申請、電話又はメールで予約してください。
・宣言ができる日時は、平日午前９時～午後４時（正午～午後１時を除く。）となります。
・宣言日時は、予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。

＜予約連絡先＞人権・男女共同参画課
電話：０４６３－２１－９８６１（直通）
▶ 受付時間：平日午前８時３０分～午後５時
メール：danjo@city.hiratsuka.kanagawa.jp
電子申請：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142034u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=25784

電子申請のQRコードは左記のとおり

・電話又はメールでの申出事項は、次のとおりです。

①宣誓希望日・時間帯（午前又は午後）の第３希望まで
（例：第１希望　令和４年４月１日午後）
※午前：午前９時～正午、午後：午後１時～午後４時
②宣誓されるお二人の氏名及びふりがな
③代表者の方の日中の連絡先電話番号・メールアドレス
④個室の希望の有無

・宣誓日時等が確定した旨を市から回答した時点で、予約は成立します。

（２）　パートナーシップの宣誓

・予約した日時に必要書類（５ページ参照）をご準備の上、必ずお二人揃って人権・男女共同参画課までお越しください。
・市職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
・提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件確認を、提示書類により本人確認を行います。
・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

＜宣誓の受付窓口＞
平塚市役所本館７階　７１９窓口　人権・男女共同参画課
平塚市浅間町９番１号

（３）　パートナーシップ宣誓受領証等の交付

・書類等の不備がない場合は、原則として即日交付します。

・宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓受領証」及び「パートナーシップ宣誓受領証カード」を交付します。

・受領証等の交付に係る事務作業のため、１～２時間のお時間をいただきます。

・書類に不備がある場合には、後日改めて手続をお願いする場合があります。

＜受領証イメージ＞

パートナーシップ宣誓受領証

※どちらかお好きなデザインをお選びいただきます。

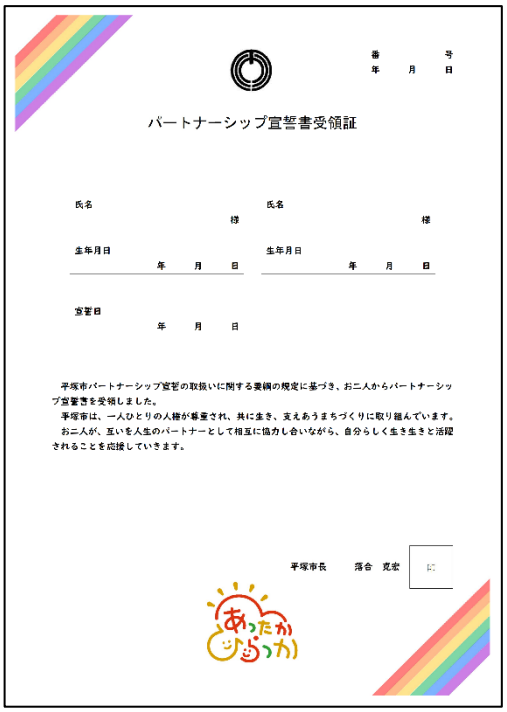

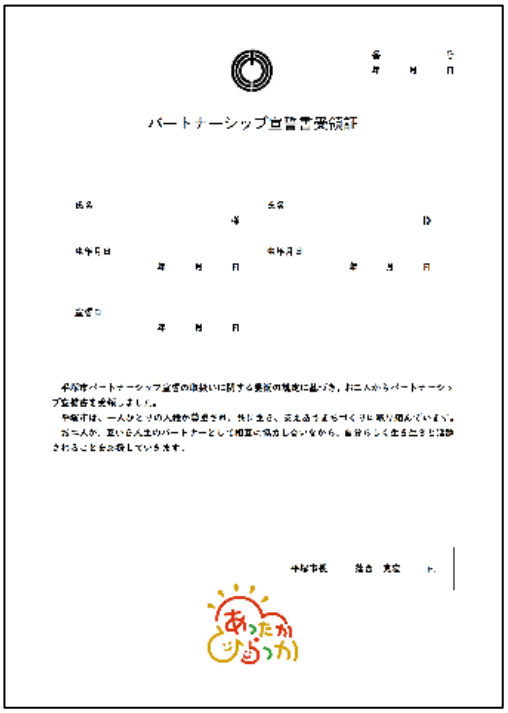

パートナーシップ宣誓受領証カード

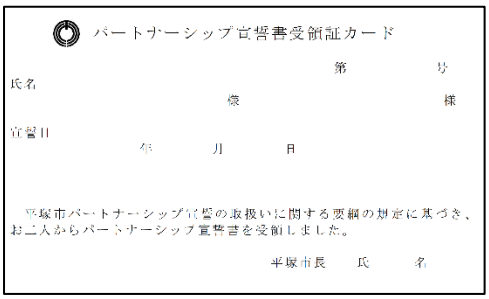

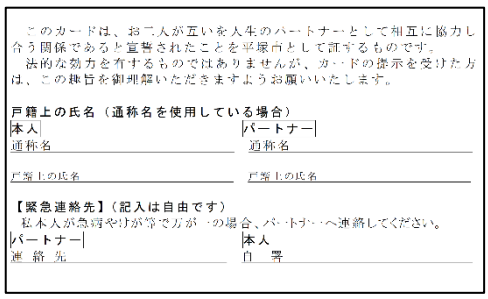

6　宣誓後について

転入後の手続、再交付及び返還の場合も、宣誓時と同様に、事前に電子申請、電話又はメールでご予約ください。（予約連絡先は、６ページの５（１）のとおりです）

（1）　転入予定で宣誓をされた方の転入後の手続き

転入予定で宣誓をされた方は、宣誓日から３か月以内に平塚市に転入の届け出をし、市内に転入したことが確認できる住民票の写しを提出してください。（郵送での提出も可能とします）

（2）　受領証等の再交付

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情により再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付を申請することができます。

紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みのパートナーシップ宣誓受領証又はパートナーシップ宣誓受領証カードと引き換えに新たなパートナーシップ宣誓受領証又はパートナーシップ宣誓受領証カードを再交付します。

（3）　受領証等の返還

次の場合は、パートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードを返還する必要があります。

①　宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

②　宣誓者の一方又は双方が市外に転出した場合

※　転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に異動される場合は、ご相談ください。

③　（４）受領証等の無効に掲げる場合によって宣誓が無効になった場合

④その他宣誓の要件に該当しなくなった場合

※　パートナーの方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。ただし、新たに別の方とパートナーシップ宣誓をする場合は、全ての交付書類を返還する必要があります。

（4）　受領証等の無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

①　当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

②　宣誓書の内容に虚偽があったとき。

③　宣誓の要件（３ページ参照）に反しているとき。

④　（転入予定で宣誓している場合）宣誓日から３か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を市のホームページ上などで公表する場合があります。

7　自治体間連携について

平塚市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結している自治体（秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）の間で転出・転入をする場合、手続が一部省略できる場合があります。

（1）　平塚市から転出する場合

・平塚市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合で、当該自治体における宣誓をすることができる方の要件に当てはまるときは、継続の申告をすることができます。
・平塚市に対し、パートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードを返還する必要はありません。
・転入前の自治体で継続の手続を行う場合に、本市において交付したパートナーシップ宣誓受領証等が必要になりますので、ご注意ください。
・転入後の自治体によって申告の手続は異なります。各自治体のホームページ等をご確認ください。

（2）　平塚市に転入する場合

連携協定を締結している自治体から平塚市に転入する場合で、平塚市における宣誓をすることができる方の要件に当てはまるときは、継続の申告をすることができます。

その際に、平塚市のパートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードを交付いたします。

①　予約

・手続を希望される日の原則７日前までにご予約ください。
　※詳しくは、６ページ「（１）宣誓日の事前予約」をご参照ください。

②　必要書類

・転入前の自治体で交付されたパートナーシップ宣誓受領証及びパートナーシップ宣誓受領証カードの原本（受領証カードは、交付された場合のみ）
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
　※申告日以前３か月以内に交付されたものに限ります。
　※詳しくは、５ページ「（３）住民票の写し又は住民票記載事項証明書」をご参照ください。
・本人確認ができる書類
　※詳しくは、５ページ「（３）本人確認ができる書類」をご参照ください。

【通称名の使用を希望する方のみ】

・日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

※詳しくは、５ページ「（４）日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類」をご参照ください。

【このほか、転入前である締結自治体によって必要となる書類】

・戸籍個人事項証明書等

③　手続の流れ

・宣誓時の流れに準じた手続となります。詳しくは、６ページ以降の「宣誓の流れ」をご参照ください。

【自治体連携のイメージ】

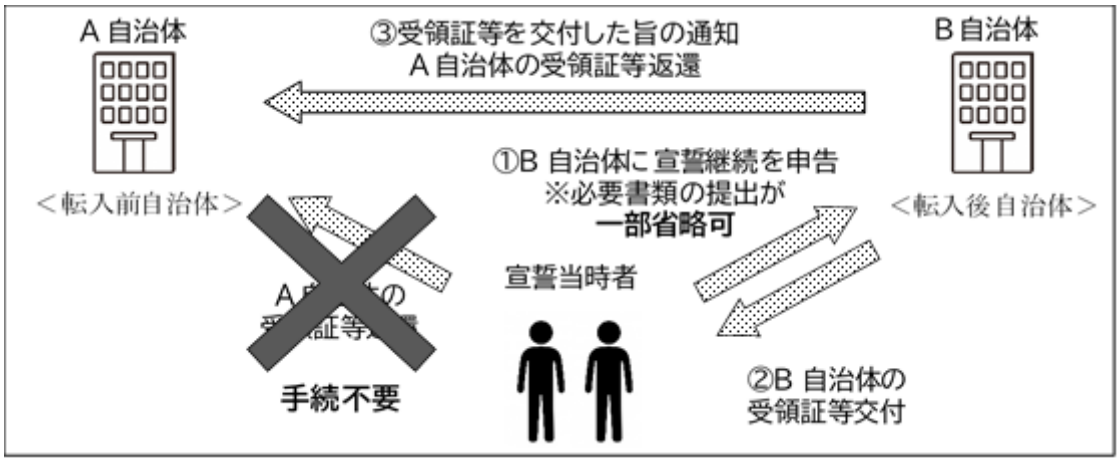

（3）　留意事項

・申告手続の予約をいただくと、平塚市から転入前の自治体に、申告手続の予約があった旨及び氏名を連絡します。

・申告の手続が完了した後は、受領証等の再交付や返還などについては、平塚市パートナーシップ宣誓制度の取扱いに準じます。

・締結自治体から平塚市に転入する場合であっても、平塚市の対象者の要件に該当しない場合は申告をすることができません。要件については、３～４ページ「３　宣誓をすることができる方」をご確認ください。

８　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　平塚市パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

Ａ　結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、平塚市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市が独自で実施するものであり、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

この制度は、互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人から宣誓を受けて、受領証を交付することにより、お二人の自分らしい生き方に対し、市として寄り添い、応援するものです。

Ｑ２　宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

Ａ　同性・異性問わず、宣誓をしていただくことができます。また、事実婚の方も対象となります。

Ｑ３　養子縁組をしていますが、宣誓をすることはできますか？

Ａ　宣誓をされるお二人が養子と養親の関係にある場合は、宣誓をすることができません。ただし、養子縁組を解消した場合には、宣誓をすることができます。

Ｑ４　宣誓をするためには、同居している必要がありますか？

Ａ　必ずしも同居している必要はありません。ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

また、お二人とも平塚市にお住まいになっているか、又は、お二人が３か月以内に市内に転入予定である必要があります。

※ 転入予定で宣誓を行った場合は、宣誓日から３か月以内に市内への転入を証明する書類を提出してください。

Ｑ５　他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

Ａ　代理人による宣誓はできません。必ず宣誓をされるお二人が平塚市役所までお越しください。ただし、病気等のご事情により、お二人でお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

Ｑ６　郵送で宣誓書を提出することはできますか？

Ａ　郵送での宣誓書の受領は行っておりません。必ず宣誓をされるお二人が平塚市役所までお越しください。ただし、病気等のご事情により、お二人でお越しになることが

難しい場合は、ご相談ください。

Ｑ７　個室で宣誓等の手続をすることはできますか？

Ａ　プライバシーに配慮したスペースは用意しておりますが、個室を希望される場合は、予約時にその旨をお伝えください。

Ｑ８　土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか？

Ａ　原則、宣誓は平日（年末年始を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までの間で受け付けております。

ただし、特段のご事情により、上記日時での宣誓が難しい場合は、ご相談ください。

Ｑ９　宣誓や受領証等の交付に当たって、費用は発生しますか？

Ａ　費用は発生しません。ただし、住民票の写しなど宣誓時などにおいて必要となる書類の交付手数料は、自己負担となります。

Ｑ１０　通称名を使用することはできますか？

Ａ　性別に違和感があるなど、特段のご事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、通称名が宛名として記載されている郵便物等）をご提示いただく必要があります。また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

Ｑ１１　受領証等は、即日交付されますか？

Ａ　提出いただいた書類に不備等がなければ、即日交付いたします。ただし交付に係る事務手続のためにお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

Ｑ１２　市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

Ａ　一方又は双方が市外（連携協定を締結している自治体を除く。）に転出する場合には、宣誓者の要件を満たさないことになりますので、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。ただし、転勤、親族の看護・介護その他やむを得ないご事情により、一時的に市外に異動される場合には、ご相談ください。

なお、一方又は双方が市内で転居する場合は、受領証等を返還する必要はありません。

Ｑ１３　パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要はありますか？

Ａ　パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等を返還してください。

Ｑ１４　受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

Ａ　次に掲げるサービスについて使用することができます。

パートナーシップ宣誓者のみならず、広くセクシュアルマイノリティ等の当事者に対して利用可能な行政サービスの周知を図るため、パートナーシップ宣誓書受領証等の有無にかかわらず、同一世帯で生計を同じくしている同居人であれば利用可能な行政サービスの一覧も、併せて作成しました。

市では、受領証等を提示することで利用できるサービスを増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、受領証等の利用について周知啓発に努めるほか、パートナーシップ宣誓者のみならず、広くセクシュアルマイノリティ等の当事者が自分らしく生きることができるよう情報提供等を行ってまいります。

１ パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能な行政サービスの一覧

No.	サービスの種類	内容	問合せ先	
			所管課	連絡先
1	犯罪被害者等に対する支援金等の支給	犯罪被害者等のパートナーであった場合、家族または遺族として支援金や日常生活支援等の申請をすることができる。	人権・男女共同参画課	21-9861
2	不育症治療費の助成	宣誓書受領証等の写しを提出することで、事実婚の方の提出書類の「事実婚関係に関する申立書」を省略できる	健康課	55-2111
3	不妊治療（先進治療）費の助成			
4	市営住宅の入居申込み、同居申請、承継申請	パートナーシップ宣誓をした２人が同一世帯の場合における入居申込等	建築住宅課	21-8784

注釈１　サービスの種類ごとに要件があり、受付時間も異なる場合があります。詳細は、それぞれの問合せ先にご確認ください。

注釈２　パートナーシップ宣誓制度の手続については、人権・男女共同参画課（21-9861）までお問い合わせください。

注釈３　平塚市内の県営住宅についても、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により入居申込みが可能です。詳しくは、かながわ土地建物保全協会入居募集担当（045-201-3673）までお問い合わせください。

２ パートナーシップ宣誓書受領証等の有無にかかわらず、同一世帯で生計を同じくしている同居人であれば利用可能な行政サービスの一覧

No.	サービスの種類	内容	問合せ先	
			所管課	連絡先
1	軽自動車税種別割減免申請（身体障がい等がある方の場合）	該当の障がいの範囲の障がい者又はその障がい者と生計を一にする方（注釈１）が所有し、運転する軽自動車等で、通学・通院、通所等の日常生活において使用するものに対して申請することができる。	納税課	20-8216
2	市税に関する証明書等の交付申請における委任状提出の省略	宣誓している同居者が同一世帯で生計を一にしている場合において、市税に関する証明書等の交付申請における委任状提出の省略	固定資産税課	20-8855
3	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	宣誓している同居者が同一世帯で生計を一にしている場合において、土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧における委任状提出の省略	固定資産税課	21-8768
4	罹災証明書の交付申請	罹災証明書（豪雨や地震等の自然災害による家屋等の被害の度合いを示す証明書）の交付に係る代理申請に当たっての委任状の省略	固定資産税課	21-8557
5	要介護認定の申請	宣誓しているパートナーの介護認定の申請をすることができる	介護保険課	71-5237
6	国民健康保険資格給付関連の申請、届出	国民健康保険における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提出しなくても代理申請をすることができる	保険年金課	21-8776
7	国民年金関連の申請、届出	国民年金における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提出しなくても代理申請をすることができる	保険年金課	21-8777
8	後期高齢者医療関連の申請、届出	後期高齢者医療における各種申請、届出について、住民票上同一世帯であれば、委任状を提	保険年金課	21-9768

		出しなくても代理申請をすることができる		
9	下水道使用料の減免申請	宣誓している同居者が下水道使用料の減免資格を有している場合における減免申請	下水道経営課	21-8786
10	り災証明書の交付申請	り災証明書（火災により被害を受けた家や物に対して、被害を受けたことを示す証明書）の交付に係る代理申請	消防署管理担当	21-9614
11	搬送証明書の交付申請	搬送証明書（救急車で運ばれた方に対し、運ばれたことを示す証明書）の交付に係る代理申請		

注釈１　生計を一にする方とは、障がい者の方と同居している方及び障がい者の方の住所地から、おおむね半径２キロメートル以内に住む親族を含みます。

注釈２　サービスの種類ごとに要件があり、受付時間も異なる場合があります。詳細はそれぞれの問合せ先にご確認ください。

注釈３　パートナーシップ宣誓制度の手続については、人権・男女共同参画課（21-9861）までお問い合わせください。

Ｑ１５　連携協定を締結している自治体から平塚市に転入する予定ですが、転入前でも継続の申告はできますか？

Ａ　３か月以内に転入予定であれば、申告をすることができます。その場合には、申告日から３か月以内に市内への転入を証明する書類を提出していただきます。

Ｑ１６　連携協定を締結している自治体から平塚市に転入し、継続の申告を行う場合も、２人で手続に行く必要がありますか？

Ａ　２人揃って、平塚市庁舎への来庁をお願いいたします。

（参考）平塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、平塚市人権施策推進指針（平成２５年２月制定）に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくりの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、相互の協力によって継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した２人の関係をいう。

（２）　宣誓　パートナーシップにある２人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（３）　申告　本市内への転入前に、本市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している他の自治体（以下「締結自治体」という。）において、第４条第１項に類する行為をし、第８条第１項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた２人が、当該事実及び継続してパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

（宣誓等の対象者）

第３条　宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。

（２）　市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること。

（３）　配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び現に宣誓等をしようとする者以外のものとパートナーシップがないこと。

（４）　宣誓等をする者同士が、民法第７３４条から第７３６条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。（同法第７２９条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。）

（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第１号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる

書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

（１）　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前３月以内に交付されたものに限る。）

（２）　現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日前３月以内に交付されたものに限る。）

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前条第２号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から３月以内に住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

（本人確認）

第５条　宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

（１）　個人番号カード

（２）　旅券

（３）　運転免許証

（４）　前３号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第６条　宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて、通称名を用いることができる。

２　前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（申告の方法）

第７条　申告をしようとする者は、申告日を予約の上、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓継続申告書（第２号様式。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

（１）　転入前の締結自治体で交付を受けた受領証等類似書類（以下「旧受領証等類似書類」という。）

（２）　住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日前３月以内に交付されたものに限る。）

（３）　転入前の締結自治体において申告をしようとする者同士が養子縁組をしていた場合は、現に養子縁組をしていないことを証明する書類（申告日前３月以内に交付されたものに限る。）

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　第４条第２項、第５条及び前条の規定は、申告をする場合について準用する。

（受領証等の交付）

第８条　市長は、宣誓等がなされた場合において、宣誓等をした者（以下「宣誓者等」という。）が第３条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者等に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第３号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（第４号様式。以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）の写しを添えて交付する。この場合において、前条第１項の規定による申告がなされたときは、転入前の締結自治体の宣誓日を引き継ぐものとする。

２　市長は、前条第１項の規定による申告がなされた場合であって、前項の規定により受領証等を交付したときは、転入前の締結自治体に対して申告書の写し及び旧受領証等類似書類の原本を添付した上で、新たに受領証等を交付した事実を通知するものとする。

（受領証等の再交付）

第９条　前条第１項の規定により、受領証等の交付を受けた宣誓者等は、受領証等の紛失、き損、汚損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第５号様式）により申請することができる。

２　第５条の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

３　市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第１０条　宣誓者等は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第６号様式）を市長に提出し、受領証等を返還しなければならない。

（１）　宣誓者等の双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

（２）　宣誓者等の一方又は双方が市外に転出した場合（宣誓者等が締結自治体へ転出し、締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の申告をした場合を除く。）

（３）　次条の規定により宣誓等が無効となったとき

（４）　その他宣誓等の対象者に該当しなくなったとき

２　宣誓者等が締結自治体に転出し、当該締結自治体に対してパートナーシップ宣誓制度の申告をした場合において、受領証等を提出したときは、受領証等は前項の規定により返還されたものとみなす。

（無効となる宣誓等）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する宣誓等は、無効とする。ただし、第３号又は第４号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向

かってのみ無効とする。

（１）　当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

（２）　宣誓書等の内容に虚偽があったとき。

（３）　第３条各号の規定に反しているとき。

（４）　第４条第２項又は第７条第２項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

（返還又は無効に係る交付番号の公表）

第１２条　市長は、必要があると認めるときは、第１０条の規定により返還となり、又は前条の規定により無効とした受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日に施行する。

（準備行為）

２　第４条の規定による宣誓の手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年１月１日に施行する。

平塚市パートナーシップ宣誓制度手続ガイドブック
２０２５年（令和７年）１月１日発行（改訂）

平塚市市民部人権・男女共同参画課
〒２５４－８６８６
平塚市浅間町９番１号
電話：０４６３－２１－９８６１
FAX：０４６３－２１－９７５６
Mail：danjo@city.hiratsuka.kanagawa.jp